

千葉県衛生関係手数料条例（平成12年千葉市条例第11号）新旧対照表

改正前			改正後		
別表			別表		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1～37 略			1～37 略		
38 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項 の規定に基づく 旅館業の許可を受けた 地位の承継の承認 申請に対する審査	旅館業の許可 を受けた地位 の承継の承認 申請手数料	7,700円	38 旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3 第1項又は 第3条の4 第1項の規定に基づく 旅館業の許可を受けた 者の地位の承継の承認 申請に対する審査	旅館業の許可 を受けた者の 地位の承継の 承認申請手 料	7,700円
39～116 略			39～116 略		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。